

令和6年 3月 8日

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の
速やかな改正を求める請願書

請願者 日本国民救援会 盛岡支部

支部長 佐々木 茂喜

盛岡市本町通り 2-1-36 浅沼ビル 4F

Tel/fax 019-601-2224

紹介議員

堀内 豊子

細川 由香里

後藤 百合子

甲 村 亨

神部 伸也

佐藤 尚弘

請願第 4 号



えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の
速やかな改正を求める請願

【請願趣旨】

えん罪とは、罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受けることです。

再審は、誤って有罪とされた人を救済することを目的とした制度です。しかし、我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。それは、各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える構造的問題にあります。

日本国憲法 13 条の下では、無実の人が処罰されることは許されず、再審請求があった場合には、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。しかし、現行の再審制度では、再審請求手続における全面的な証拠開示や、再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって、再審決定が長期化するなど、制度的にそれが保障される仕組みになっていません。したがって、再審請求手続における全面的な証拠開示と、再審開始決定に対する検察官による不服申立てを制限することは、喫緊の課題となっています。

証拠開示について、2016 年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うものとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められます。

また、検察官が再審開始決定に不服がある場合は、再審公判においてそのような主張を行う機会が保障されているものであるから、再審請求手続の長期化を招く、再審開始決定に対する検察官による不服申立ては出来ないようにすべきである。

以上の趣旨により、次の事項について、刑事訴訟法の改正を速やかに行うよう、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出されるよう請願します。

【請願事項】

- 1, 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2, 再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。

令和 6 年 3 月 8 日
盛岡市議会議長 様

請願者 住所 020-0015 盛岡市本町通り 2-1-36 浅沼ビル
日本国民救援会 盛岡支部
支部長 佐々木 晃喜
電話・FAX 019-601-2224